

京都市消防局訓令乙第 6 号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局指令管制規程の一部を次のように改正する。

平成20年1月17日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

別表火災出動計画の項中「第38条第1項」を「第41条第1項」に改め、「並びにトンネル内」を削り、

「

京都縦貫自動車道 火災出動計画	京都縦貫自動車道上（インターチェンジ内の建築物及び工作物を除く。）における火災
--------------------	---

を

」

「

京都縦貫自動車道 火災出動計画	京都縦貫自動車道上における火災
阪神高速8号京都 線火災出動計画	阪神高速8号京都線上における火災

に改め、同

」

表救急救助出動計画の項中「及び京都縦貫自動車道」を「、京都縦貫自動車道及び阪神高速8号京都線」に、「高速道路等のインターチェンジ内」を「名神高速道路、京滋バイパス及び第二京阪道路にあっては、インターチェンジ内」に、「名神高速道路上（インターチェンジ内及びトンネル内）」を「名神高速道路上（インターチェンジ内）」に、

京都縦貫自動車道 救急救助出動計画	京都縦貫自動車道上（インターチェンジ内 及びトンネル内を除く。）における救急事故又 は救助事故
京都縦貫自動車道 集団救急救助出動 計画	京都縦貫自動車道上（インターチェンジ内 及びトンネル内を除く。）におけるおおむね1 5名以上の負傷者を伴う集団事故

を

京都縦貫自動車道 救急救助出動計画	京都縦貫自動車道上における救急事故又は 救助事故
京都縦貫自動車道 集団救急救助出動 計画	京都縦貫自動車道上におけるおおむね15 名以上の負傷者を伴う集団事故
阪神高速8号京都 線救急救助出動計 画	阪神高速8号京都線上における救急事故又 は救助事故
阪神高速8号京都 線集団救急救助出 動計画	阪神高速8号京都線上におけるおおむね1 5名以上の負傷者を伴う集団事故

に改め、同

表名神高速道路トンネル特殊災害出動計画の項中「(名神高速道路救急救助出動計画及び名神高速道路集団救急救助出動計画の適用対象となるものを除く。)」を「で、他の出動計画では有効な災害現場活動を行うことが困難なもの」に改め、同表京都縦貫自

自動車道トンネル特殊災害出動計画の項中「(京都縦貫自動車道救急救助出動計画及び京都縦貫自動車道集団救急救助出動計画の適用対象となるものを除く。)」を「で、他の出動計画では有効な災害現場活動を行うことが困難なもの」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年1月19日から施行する。

(消防局警防部指令課)